

運転記録証明手数料助成要綱

社団法人 佐賀県トラック協会

(目的)

第1条 (社)佐賀県トラック協会(以下「佐ト協」という。)の交通安全対策事業の一環として、運転者の適正な運行管理と安全運転の確保、並びに事故防止の推進を図るため、運転記録証明書を利用する者に対して、その手数料を助成することを目的とする。

(助成対象者と助成額)

第2条 佐ト協会員事業所に所属する運転者及び従業員を対象とし、年間原則1人につき2回までを限度に、運転記録証明手数料630円の全額を助成する。
なお、運転者及び従業員の数は、佐ト協が毎年度初めに調査している労働者雇用数調査で回答を得た人数に準じて、その範囲内で助成する。

(助成金の支払い)

第4条 会員事業者は、自動車安全運転センターに、所定の様式で運転記録証明書の申請手続きを行なう。
2 佐ト協は、自動車安全運転センターから請求のあった運転記録証明手数料について内容を精査し、指定の口座へ支払う。